

ごせん起業者応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における起業者の支援を行い、開業率の向上による市の産業の活性化に資することを目的とし、店舗の新築又は、住宅を増改築もしくは、空き店舗等の改修又は増改築により起業者に対し、予算の範囲内においてごせん起業者応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則(平成18年五泉市規則第48号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等

空き店舗、空き家、空き倉庫等であって、現に利用していないものをいう。

(2) 空き店舗等の改修

空き店舗等の改修、修繕、模様替え、設備改善等の工事をするをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に起業する者

(2) 営業開始日において、五泉市に住民登録を行っている者

(3) 1年以上の事業継続が見込まれるもの

(4) 3年以上の事業計画を策定するもの

(5) 市税を滞納していない者

(6) 反社会的勢力でない者

(7) 新增改築又は改修工事についての施工業者は、市内に本店を有する法人又は個人事業者であること。

(8) 補助金交付可否決定通知前に営業並びに改修工事等を開始していないこと。

(9) 他の制度による補助を重複して受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 起業者が店舗を新增築又は市内の空き店舗等を利用し、自ら出店し運営する事業であること。
- (2) フランチャイズ加盟小売店及び大規模小売店舗に該当しないこと。
- (3) 開始しようとする事業が別表1に掲げる業種に該当しないこと。
- (4) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号のいずれかに該当する会社又は個人として事業を開始するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に係る経費として、補助対象期間内に発生する別表2に掲げる経費であって、市長が必要かつ相当と認める経費とする。

- (1) 住宅との併用店舗についての改修並びに新增改築は、店舗部分のみを補助対象とする。
- 2 住居併用の店舗を借用し、家賃が一括で契約されている場合は、店舗部分と住居部分の面積で家賃を案分し店舗部分のみを家賃の基礎とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 店舗改修工事又は店舗新增改築工事に関しては、補助金の交付を決定した日の属する年度内に工事が終了するものとする。
- (2) 建物賃借料に関しては、交付決定日の属する月又は開業日の属する月のいずれか遅い月から起算して12ヶ月を限度とする。ただし、第3条に掲げる交付対象要件を満たさなくなった場合は、当該事由が発生した月の前月分の家賃までとする。

(補助額等)

第7条 補助金事業の補助率及び交付限度額は、別表2のとおりとする。前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、ごせん起業者応援事業補助金交付申請書(様式第1号)と次に掲げる書類を五泉商工会議所又は村松商工会に提出し、経営指導員から申請書類の確認を受けてから市長に提出しなければならない。ただし、同一の申請人につき、同一の店舗については1回限りの申請とする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 空き店舗等の賃貸借契約書、又は売買契約書の写し(増改築費、改修費、賃借料の場合)
 - (3) 新增改築店舗又は空き店舗等の付近の見取図、建物平面図
 - (4) 工事見積書の写し(新增改築費、店舗改修費の場合)
 - (5) 工事前の写真(新增改築費、店舗改修費の場合)
 - (6) 五泉商工会議所又は村松商工会が発行する「ごせん起業者応援事業確認書」
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- (交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査の上、交付の可否を決定し、ごせん起業者応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする

- 2 営業の開始並びに改修工事等の着手は、原則として前項の補助金交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により補助金交付の決定前に営業の開始並びに改修工事等に着手する場合にあっては、補助金交付決定前開始(着手)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は補助金交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。また、不交付となった場合は自力事業とすること。

(建物賃借料に係る事項)

第10条 建物賃借料交付に関する事項は次のとおりとする。

- 1 交付決定は、申請年度末までとし、12月に欠ける期間について引き続き補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする年度の4月末までにごせん起業者応援事業補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。なお、この場合の手続きは第8条の規定によるものとする。

2 前条第2項による届の提出があった場合は、交付決定通知書の交付日が属する月からとする。

3 交付決定を受けた者は、賃借料の支払をしたときは、補助金の交付を受ける年度の4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分までを翌年度4月末日までに、ごせん起業者応援事業補助金請求書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 賃借料にかかる領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要とする書類

4 市長は、前項の規定による補助金請求書の提出があったときはその内容を審査し、適正であると認めたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(事業計画の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、ごせん起業者応援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その結果をごせん起業者応援事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽の申請によって補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助事業又は経営等に著しい変更が生じたとき。

(3) 交付決定者(同居の親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(4) 第14条に規定する状況報告の提出を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、交付決定を取り消し、又は変更する場合は、ごせん起業者応援事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後に

においても適用するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付可否決定通知書又は事業計画変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書を受けた日から10日以内にごせん起業者応援事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、事業を開始した日から起算して3年間、6か月毎に事業の成果等を記した事業状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかにごせん起業者応援事業補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ごせん起業者応援事業実施報告書（様式第11号）

(2) 完成写真(店舗新增改築費、改修費の場合)

(3) 工事費を支払ったことを証明する書類の写し(店舗新增改築費、改修費の場合)

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、ごせん起業者応援事業補助金確定通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求手続)

第17条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかにごせん起業者応援事業補助金請求書(様式第13号)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第12条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(事業の公表・普及)

第21条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のため事業を行うときは、補助事業者はこれに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

【補助対象外事業】

- 農業・林業・漁業・狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競走場・競技団
- パチンコホール・ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸妓業・芸妓周旋業
- 場外馬券売場・場外車券売場・競輪競馬等予想業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院・一般診療所・歯科診療所・助産・看護業・歯科技工所・獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所・特許事務所・行政書士事務所
- 公証人役場・司法書士事務所・土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所・税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定されるもの
 - ・風俗営業（第1項）
キャバレー（第1号）、スナック・バークラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号）等
 - ・性風俗関連特殊営業（第5項）
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗型等の観点から対象となることが適当でないと認められる事業

別表2（第5条、第7条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助要件
新增改築費 （用地取得費、造成費及び建築 手続費を除く。）	1/2 以内	1,000,000 円	総額が1件 100万円以 上のもの に限る。
店舗改修費 （店舗取得費、用地取得費、造 成費及び建築手続費を除く。）		500,000 円	総額が1件 50万円以 上のもの に限る。
建物賃借料 （賃借に係る敷金及び礼金を除 く。）		月額 50,000 円	補助期間 は、1店舗 等につき 12月を限 度とする。